

外国人介護人材研修支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、和歌山県内で就労する外国人介護人材の円滑な就労・定着を図るため、和歌山県内に所在する介護福祉士養成施設（以下「事業者」という。）が外国人介護人材に対して介護技能の向上を支援するための集合研修の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号、老発0912第1号及び保発0912第2号厚生労働省医政局長、老健局長及び保険局長連名通知）、外国人介護人材研修支援事業実施要綱（平成31年3月28日付け社援基発0328第2号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知別紙3）、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護福祉士養成施設 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項に規定する都道府県知事の指定した養成施設（同項第1号から第3号までに規定するものに限る。）をいう。
- (2) 介護職種の技能実習生 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第9条第3項の規定により同法別表第1の2の表の技能実習の項の在留資格を決定された技能実習生（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第1項に規定する技能実習生をいう。）であって、その技能実習に係る職種が介護に係るものであるものをいう。
- (3) 介護分野における1号特定技能外国人 出入国管理及び難民認定法第9条第3項の規定により同法別表第1の2の表の特定技能の項の在留資格（同項の下欄第1号に係るものに限る。）を決定された者であって、その特定技能に係る同号に規定する産業分野が介護分野（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）本則第1号に掲げる介護分野をいう。）であるものをいう。
- (4) 外国人介護人材 介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、外国人介護人材の円滑な就労・定着を図るために、事業者が行う外国人介護人材研修支援事業実施要綱に定める集合研修を実施する事業とする。

(交付の対象経費及び補助金額)

第4条 補助事業における補助金交付の対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

対 象 経 費	補 助 金 額
補助事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費 給料、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、使用料、賃借料、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）	基準額（1事業者当たり300万円）と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人については寄付金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額の範囲内で知事が必要と認めた額（ただし、県内の複数の地域において集合研修を実施した場合等、この基準額を超える経費が必要と認められるやむを得ない事情がある場合は、当該事情に応じて知事が必要と認めた額とする。）

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする事業者は、別に知事が定める期日までに、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に、次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 外国人介護人材研修支援事業計画書（別記第1号様式）
- (2) 外国人介護人材研修支援事業補助金所要額調書（別記第2号様式）
- (3) 収支予定額内訳書（別記第3号様式）
- (4) 役員名簿

2 前項の補助金の交付の申請に当たって、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手しようとする場合には、あらかじめその理由を明記した外国人介護人材研修支援事業補助金交付決定前着手届（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

3 第1項の規定による補助金の交付の申請に当たって、事業者について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第2

26号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付条件)

第6条 規則第6条の規定により補助金の交付に際し付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容の変更(知事が軽微な変更と認める場合を除く。)をする場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止する場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならないこと。
 - ア 実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならないこと。
 - イ 実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合(消費税等仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、その金額(実績報告において、アにより減じた額を上回る部分の金額)を消費税等仕入控除税額報告書(別記第5号様式)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならないこと。
- (4) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下、この条において「財産」という。)については、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図らねばならないこと。
- (5) 前号の財産のうち、取得した価格又は効用の増加した価格が単価30万円以上のもの(次号において「処分制限財産」という。)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間(次号において「処分制限期間」という。)を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。

- (6) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、預金通帳、領収書等の関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を、補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならないこと。ただし、処分制限財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該処分制限財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) 交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合は、別途知事が指定する期限までにその超える部分について県に納付しなければならないこと。

(変更の承認等)

第7条 前条第1号アの規定により、補助事業の内容の変更について知事の承認を受けようとする場合は、外国人介護人材研修支援事業変更承認申請書（別記第6号様式）に変更後の第5条第1項各号に掲げる書類（同項第4号に掲げる書類を除く。）を添付して知事に提出しなければならない。ただし、第7条の規定により、補助金の変更交付を申請する場合は、この変更承認申請を省略することができる。

2 前条第1号イの規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとする場合は、外国人介護人材研修支援事業中止（廃止）承認申請書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の変更交付申請)

第8条 この補助金の交付決定後の事情により補助金の変更交付を申請しようとする場合には、外国人介護人材研修支援事業補助金変更交付申請書（別記第8号様式）に変更後の第5条第1項各号に掲げる書類（同項第4号に掲げる書類を除く。）を添付して知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 外国人介護人材研修支援事業補助金精算額調書（別記第9号様式）
- (2) 収支決算額内訳書（別記第10号様式）
- (3) 外国人介護人材研修支援事業実績報告書（別記第11号様式）

(4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の概算払)

第10条 事業者は、規則第16条第2項の規定により、概算払による補助金の交付を受けようとするときは、外国人介護人材研修支援事業補助金概算払請求書（別記第12号様式）に請求額の内訳を示す書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月25日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。